

令和 7 年 5 月 19 日

都道府県医師会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 松本 吉郎

(公 印 省 略)

令和 7 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について（依頼）

厚生労働省ではわが国の雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」（統計法に基づく基幹統計調査）を実施しております。この度、令和 7 年調査として「特別調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましては引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査特別調査の調査票
3. 毎月勤労統計調査のお願い
4. 毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い
5. 毎勤だより
6. 令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査の概況
7. 特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト
8. 毎月勤労統計調査特別調査 指定調査区 市区町村名一覧

政統発 0512 第 4 号
令和 7 年 5 月 12 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 7 年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が統計法に基づく基幹統計調査として実施する「毎月勤労統計調査」につきましては、日頃よりご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」につきましては、1～4 人の常用労働者を雇用する小規模事業所における雇用、給与及び労働時間の実態を明らかにするため、年 1 回（7 月 31 日現在について）実施するものです。

都道府県の統計調査員が 8 月から 9 月にかけて事業所を訪問し、事業所の常用労働者数、事業の内容等を確認した上で調査を実施いたします。貴会会員の事業所に統計調査員が訪問した際には、この調査にご協力いただけますよう周知のほどよろしくお願いいたします。

なお、調査対象となる地域は、別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域となりますのでご参照願います。

最後に、以下のものを各 1 部同封いたしますのでご活用いただければ幸いです。

また、これらの電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡くださいますようお願いいたします。

(同封物)

- ・「毎月勤労統計調査特別調査の調査票」
- ・「毎月勤労統計調査のお願い」
- ・「毎月勤労統計調査特別調査の準備のための調査のお願い」
- ・「毎勤だより」
- ・「令和 6 年特別調査の概況」
- ・「特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト」

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付
雇用・賃金福祉統計室
毎勤第一係 渡邊
TEL : 03-5253-1111 (内線 7631)
E-mail : maikin-chosa@mhlw.go.jp

毎月勤労統計調査特別調査票

(令和 年 7 月 分)



厚生労働省

1 事業所名 (電話) 局 番	都道府県 番 号	調 査 区 番 号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業 規模 番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間です。) 月 日から 月 日まで	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。 人	5 企業（同一会社に属するすべての事業所）の全常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。 (1) 30人以上 (2) 5～29人 (3) 1～4人
--	---	----------------------------------	--

常用労働者について記入してください。 常用労働者とは、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。 次の者は除きます。 ○事業主又は法人の代表者 ○無給の家族従業者									
1 氏名又は符号	2 性	3 通 勤 ・ 住 込 みの 別 (注)	4 家族労働者であるかどうかの別	5 年 齢	6 勤続年数	7 出 勤 日 数 (1時間でも就業した日は1日に数えてください。有給休暇は含めないでください。)	8 1日の実労働時間数 (7月中の通常日の労働時間を記入してください。休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含みます。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月きまって支給する給与は含みません。)
	男 女	通 住	家族 家族以外	(1年未満の端数は切り捨ててください。)	歳 年	日	時間	百万 拾万 万 千 百円	百万 拾万 万 千 百円
1	1 2	1 2	1 2						
2	1 2	1 2	1 2						
3	1 2	1 2	1 2						
4	1 2	1 2	1 2						

(注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備 考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統 計 調査員印
-----	-------	----------------	-------	-------------

※印欄は記入しないでください。
この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

事業主の皆さまへ

毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、雇用、給与及び労働時間の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象

毎月勤労統計調査

毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象

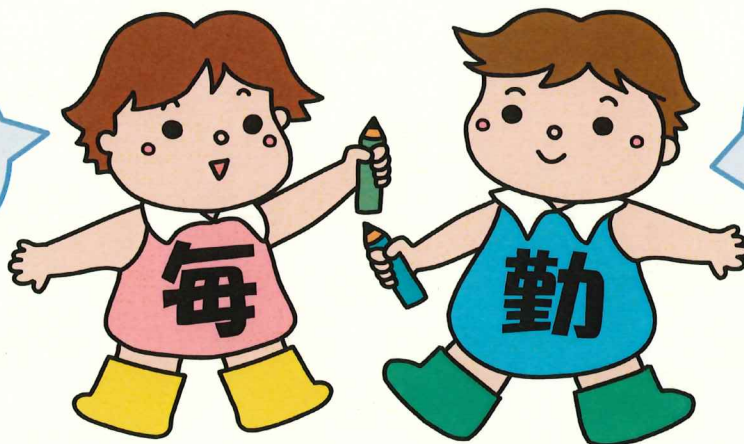
毎月勤労統計調査 特別調査

年1回（7月）実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り
得た内容の
秘密保護は
万全です！



調査の結果は、
景気の判断や、
社会保障制度を
検討するときの
資料として使わ
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



厚生労働省・都道府県

事業所の皆さまへ

毎月勤労統計調査特別調査の 準備のための調査のお願い

厚生労働省
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などをお尋ねする「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、国民経済計算（GDP統計）の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定



統計調査員

＜準備のための調査＞

調査区内の最新の事業所名簿を作成
(事業活動の内容、労働者数などをお尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての
事業所に対して

常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、
家族労働者であるかどうかの別、年齢、
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、
きまって支給する現金給与額、
年間の特別給与額
について調査いたします。

統計を作成する目的
以外に使用すること
は絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



基幹統計調査とは？

A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき
承認された統計調査のことです。

調査対象になった事業所は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方で
調査した内容についての秘密の保護などについては厳重な規定が定められています。
国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。



毎月勤労統計調査特別調査
イメージキャラクター
「とくちゃん」

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7631、7605

(調査の企画に関すること) 内線7609、7610

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



事業所の皆さまへ

～今を知り未来つくろう統計パワー～

毎勤だより

毎月勤労統計調査 特別調査

毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査(雇用、給与及び労働時間の変動を毎月明らかにする調査)を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査で、原則2年間同一の地域を調査します。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり100年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年から実施しています。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

調査対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

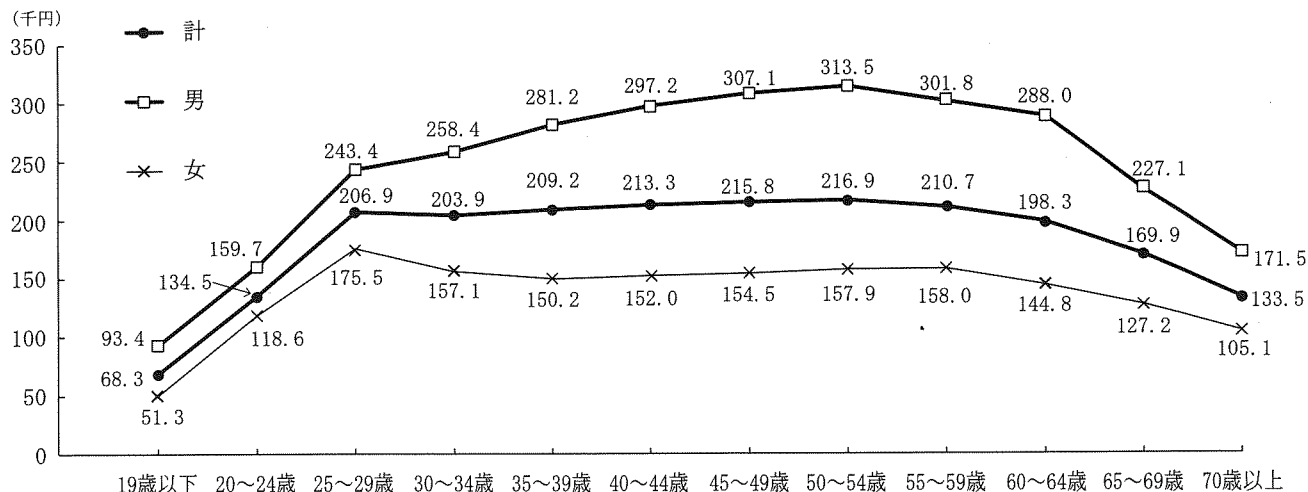
調査の結果は、国民経済計算(GDP統計)の作成や中小企業施策の企画・立案など、小規模事業所で働く労働者のための諸施策の基礎資料として役立てられています。

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

●令和6年毎月勤労統計調査特別調査の結果から●

◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(令和6年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



◎きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移

(事業所規模1～4人、調査産業計)

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾	特別に支払われた現金給与額 ²⁾	通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	円	円	時間	日	年	%
平成26年	192,120	208,488	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	216,965	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	227,206	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	227,457	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	235,684	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	247,634	6.9	19.8	12.0	30.9
⁴⁾ 2	-	-	-	-	-	-
3	199,902	253,157	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	258,268	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	261,317	6.8	19.1	12.6	31.7
6	209,086	273,380	6.9	19.2	12.8	31.4

注：1) 各年7月の数値である。

2) 調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3) 各年7月末日現在の数値である。

4) 令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間
(令和6年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

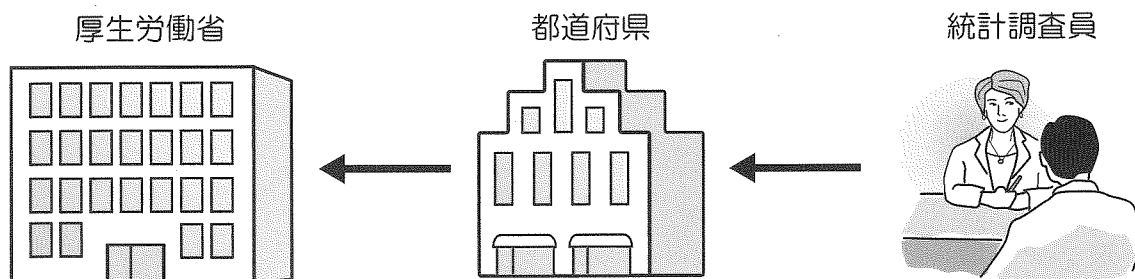
都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間
	円	日	時間
全 国	209,086	19.2	6.9
北海道	214,999	20.1	6.9
青森	181,882	20.7	6.9
岩手	204,199	20.3	7.0
宮城	219,846	19.5	7.1
秋田	198,755	20.5	7.0
山形	195,602	20.6	7.0
福島	216,957	20.4	7.1
茨城	208,707	19.6	7.0
栃木	196,993	19.8	6.7
群馬	204,775	19.1	6.8
埼玉	226,480	19.6	6.9
千葉	213,970	18.2	6.8
東京都	236,832	18.3	7.0
神奈川県	209,944	18.0	6.7
新潟	201,881	19.7	6.9
富山	204,852	19.4	6.7
石川	197,636	19.7	6.8
福井	202,034	19.1	6.9
山梨	202,799	19.7	6.8
長野	195,367	19.4	6.8
岐阜	208,292	19.6	6.7
静岡県	220,302	19.8	6.9
愛知県	211,913	18.9	6.7
三重	207,104	19.1	6.6
滋賀	202,251	18.2	6.8
京都	216,711	18.7	6.9
大阪	226,119	18.7	6.9
兵庫県	195,171	18.2	6.6
奈良	189,062	18.3	6.7
和歌山	198,819	19.3	6.7
鳥取	196,233	20.2	6.8
島根	196,816	19.4	6.9
岡山	200,364	19.5	6.9
広島	205,017	19.7	6.8
山口	189,363	18.5	6.7
徳島	196,539	20.2	6.9
香川	200,957	19.6	6.8
愛媛	197,423	19.8	6.8
高知	189,744	19.6	6.9
福岡	212,146	19.7	7.0
佐賀	187,272	19.4	6.7
長崎	192,768	20.2	6.8
熊本	196,383	19.6	6.8
大分	187,554	19.5	7.0
宮崎	196,543	20.0	7.0
鹿児島	182,211	19.7	6.8
沖縄	177,351	19.7	6.8

注：令和6年7月末日の数値である。

調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員がお伺いします。この統計調査員は、都道府県知事が任命した公務員で、必ず統計調査員証を携帯しています。

調査の流れ



この調査は報告（調査票の提出）の義務があります

この調査は、統計法という法律で基幹統計調査として承認されています。

統計法では、基幹統計調査の調査対象となった方に対して、報告の義務を規定し、報告を拒否することや虚偽の報告をすることを禁止しています。また、これらに違反した場合の罰則も規定しています。

本調査の趣旨をご理解いただき、大変お手数ではありますが、調査票の提出をお願いいたします。



調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？

ありません。統計法において、調査票情報等を調査の目的以外のために用いることは禁止されています。そのため調査の内容を、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

なお、小規模な事業所には、統計調査員が伺っておりますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



毎月勤労統計調査「特別調査」キャラクター「とくちゃん」

調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (調査の実務に関すること) 内線7631,7605
(調査の企画に関すること) 内線7609,7610

毎月勤労統計調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →
7.雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>



令和 7 年 1 月 8 日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

統 計 管 理 官 角 井 伸 一

室 長 補 佐 細 野 晃 司

毎勤調整係・企画調整係

(代表電話) 03(5253)1111 (内線7609, 7610)

(直通電話) 03(6812)7819

—令和 6 年毎月勤労統計調査特別調査の概況—

目 次

1	調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ページ
2	結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
	(1) 賃金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
	(2) 労働時間と出勤日数・・・・・・・・・・・・・・・・	5 ページ
	(3) 雇用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ページ
3	付表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9 ページ

1 調査の概要

(1) 調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者1人以上4人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「全国調査」及び「地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく16大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」）

ウ 事業所

イの産業に属する常用労働者1人以上4人以下を雇用する事業所を対象とし、令和3年経済センサス-活動調査の調査区に基づいて設定した毎勤特別調査区のうちから、無作為に抽出された調査区内に所在する事業所を客体とする。

(3) 調査の時期

令和6年6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1か月間（特別に支払われた現金給与額については、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間）の状況について、令和6年8月及び9月に調査を実施した。

(4) 主な調査事項

ア 主要な生産品の名称又は事業の内容

イ 企業規模

ウ 常用労働者の数

エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項

a 性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 1日の実労働時間数及び出勤日数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

(5) 調査の方法

調査員が配布する調査票に報告者が記入するか、又は調査員が報告者から聞き取り記入する方法により調査を行う。

ただし、調査員調査のみでは困難な場合等には、都道府県が郵送により調査票を配布する場合や、報告者が郵送又はオンラインにより回答する場合がある。

(6) 調査系統

配布：厚生労働省－都道府県－調査員－報告者

収集：報告者－調査員－都道府県－厚生労働省

(7) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 22,761 事業所 有効回答数 19,321 事業所
有効回答率 84.9%

(8) 利用上の注意

- ア 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。
- イ 「前年比」及び「前年差」は、前年の結果と比較した増減を表している。また、これらの数値は表章単位の数値から算出している。
- ウ 4 ページの第 2 図及び第 2 表は、企業規模 1 ～ 4 人の事業所について集計している。

(9) 用語の定義

- ア 常用労働者
次のいずれかに該当する者をいう。
 - a 期間を定めずに雇われている者
 - b 1 か月以上の期間を定めて雇われている者なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、一定の業務に従事し、一般の労働者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。
また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、b の条件を満たしている者も常用労働者に含める。
本特別調査では調査期間末日現在、当該事業所に在籍している常用労働者について調査している。
- イ きまって支給する現金給与額
労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）をいい、7 月分の給与額について調査している。所得税、各種社会保険料等を差し引く以前の金額である。
- ウ 特別に支払われた現金給与額
一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び 3 か月を超える期間ごとに支払われた現金給与額をいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。
本項目においては、令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までの 1 年間分の勤続 1 年以上の者 1 人当たり平均を算出している。
- エ 実労働時間
労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。7 月中の通常日 1 日について調査しており、1 時間未満の端数については、労働者ごとに 30 分以上は切上げ、30 分未満は切捨てとしている。
- オ 出勤日数
労働者が実際に出勤した日数をいい、7 月分について調査している。有給休暇は出勤日に含めないが、1 時間でも就業した日は出勤日とする。
- カ 年齢
調査期間末日現在の労働者の満年齢をいう。
- キ 勤続年数
労働者がその企業に雇い入れられてから調査期間末日までに勤続した年数をいい、1 年未満の端数については労働者ごとに切捨てとしている。
- ク 短時間労働者
通常日 1 日の実労働時間が 6 時間以下の者をいう。

2 結果の概要

(1) 賃金

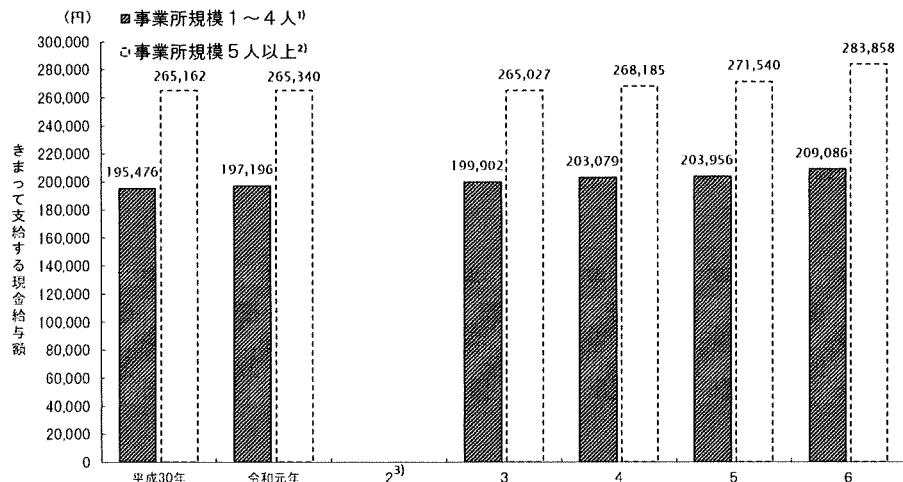
ア きまって支給する現金給与額

事業所規模1～4人の事業所について、令和6年7月におけるきまって支給する現金給与額は、調査産業計が209,086円で前年比2.5%増となった。

男女別にみると、男は282,371円で前年比2.3%増、女は156,787円で同2.8%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が276,107円と最も高く、次いで「製造業」が227,097円、「卸売業、小売業」が215,240円、「医療、福祉」が195,687円、「生活関連サービス業、娯楽業」が162,396円、「宿泊業、飲食サービス業」が114,472円となった。（第1図、第1表）

第1図 事業所規模別きまって支給する現金給与額の推移（調査産業計）



注：1）事業所規模1～4人は各年7月の数値である。

2）事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査各年7月分の結果である。

3）令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所勤労統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円となっている。

また、事業所規模5人以上における令和2年7月のきまって支給する現金給与額は262,474円である。

第1表 性・主な産業、事業所規模別きまって支給する現金給与額

令和6年7月

性・主な産業	事業所規模 1～4人		（参考） 事業所規模 5人以上 ¹⁾		5人以上＝100と したときの比率
	円	前年比 %	円	前年比 ²⁾ %	
調査産業計	209,086	2.5	283,858	2.2	73.7
男	282,371	2.3	352,708	1.9	80.1
女	156,787	2.8	208,943	3.3	75.0
建設業	276,107	0.6	362,546	2.5	76.2
製造業	227,097	4.7	327,297	3.0	69.4
卸売業、小売業	215,240	2.8	248,698	2.0	86.5
宿泊業、飲食サービス業	114,472	2.4	131,413	2.6	87.1
生活関連サービス業、娯楽業	162,396	2.4	206,071	3.4	78.8
医療、福祉	195,687	2.4	262,865	1.8	74.4

注：1）事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和6年7月分の結果である。

2）事業所規模5人以上の前年比は、指数から算出している。ただし、男女別の前年比は、実数から算出している。

3）令和6年の事業所規模5人以上の前年比の計算に用いる令和5年の指数及び実数は、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値である。

イ 年齢階級・勤続年数階級別きまって支給する現金給与額

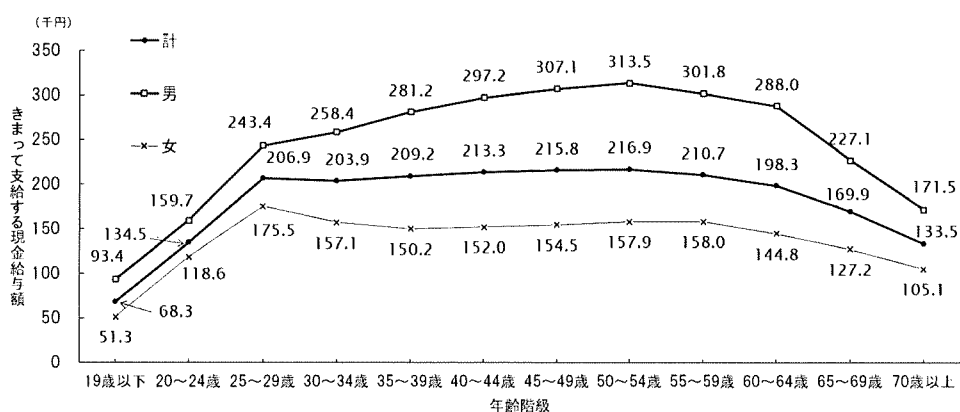
企業規模 1～4 人の事業所における令和 6 年 7 月のきまって支給する現金給与額を年齢階級別にみると、調査産業計で男女計は 25～29 歳まで上昇しているが、以降 55～59 歳まではほぼ横ばいとなり、60～64 歳以降低下している。

男女別にみると、男は 50～54 歳まで上昇しているが、55～59 歳以降低下している。女は、総じて年齢階級による差は小さいものの、25～29 歳まで上昇しているが、30 歳から 59 歳まではおおむね横ばいとなり、60～64 歳以降低下している。（第 2 図）

また、勤続年数階級別にみると、勤続年数 30 年以上を除き、男女別、主な産業別にみても勤続年数が長いほど給与水準がおおむね高くなっている（第 2 表）。

第 2 図 性・年齢階級別きまって支給する現金給与額（企業規模 1～4 人、調査産業計）

令和 6 年 7 月



第 2 表 年齢階級・勤続年数階級、性・主な産業別きまって支給する現金給与額
（企業規模 1～4 人）

令和 6 年 7 月 （単位：円）

年齢階級 勤続年数階級	調査産業計			建設業	製造業	卸売業、 小売業	宿泊業、 飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業	医療、 福祉
	計	男	女						
年 齢 計	193,882	265,120	144,610	268,264	211,084	187,063	105,713	155,246	182,390
19 歳 以 下	68,263	93,386	51,318	185,302	x	65,095	42,987	106,772	70,668
20 ～ 24 歳	134,496	159,679	118,626	226,280	161,940	146,543	57,891	164,149	170,576
25 ～ 29 歳	206,946	243,404	175,506	264,972	237,994	191,072	129,029	201,213	218,184
30 ～ 34 歳	203,919	258,375	157,079	273,793	221,576	197,085	122,894	176,267	193,460
35 ～ 39 歳	209,219	281,174	150,222	282,108	255,404	206,172	126,356	176,351	185,752
40 ～ 44 歳	213,311	297,193	151,972	299,319	242,881	206,221	126,791	166,952	187,363
45 ～ 49 歳	215,780	307,078	154,505	299,334	242,225	207,109	129,356	169,139	186,807
50 ～ 54 歳	216,881	313,483	157,867	309,358	238,842	220,939	116,299	146,475	193,961
55 ～ 59 歳	210,682	301,762	158,044	282,700	230,628	202,692	124,175	152,825	183,863
60 ～ 64 歳	198,334	287,964	144,790	264,314	205,239	189,295	93,910	136,937	187,450
65 ～ 69 歳	169,890	227,107	127,183	239,457	183,099	156,755	87,087	123,935	157,539
70 歳 以 上	133,528	171,511	105,133	171,942	142,050	123,546	81,735	102,414	121,066
勤 続 年 数 計	193,882	265,120	144,610	268,264	211,084	187,063	105,713	155,246	182,390
0 年	146,269	202,021	117,522	222,505	146,775	143,193	79,564	145,381	158,286
1 年	160,422	222,521	125,770	240,057	181,310	163,199	90,021	151,684	178,543
2 年	159,364	220,573	124,174	251,452	172,074	150,680	87,345	159,124	163,754
3 ～ 4 年	176,475	245,931	131,833	243,070	212,106	172,788	95,551	145,624	171,268
5 ～ 9 年	189,100	260,566	143,571	259,744	217,795	178,479	112,383	163,284	169,015
10 ～ 14 年	200,059	274,223	148,585	268,912	216,623	197,108	118,074	160,383	172,250
15 ～ 19 年	212,467	294,009	158,032	288,629	214,630	195,255	116,182	157,491	208,562
20 ～ 29 年	230,980	305,948	169,371	305,223	227,562	219,005	139,712	162,926	214,080
30 年 以 上	210,337	268,972	154,075	263,247	207,904	190,518	140,427	142,237	214,933
平均年齢（歳）	51.2	50.9	51.5	51.0	54.6	52.8	47.4	48.2	49.3
平均勤続年数（年）	13.7	15.1	12.8	15.8	18.3	15.8	9.0	13.3	10.9

注：「x」は、調査客体が少ないため公表しない。

ウ 特別に支払われた現金給与額

令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間における賞与など特別に支払われた現金給与額は、調査産業計が273,380円で前年比4.6%増となった。

男女別にみると、男は394,957円で前年比3.2%増、女は184,356円で同7.0%増となった。

主な産業についてみると、「建設業」が307,412円と最も高く、次いで、「卸売業、小売業」が284,392円、「製造業」が271,012円、「医療、福祉」が264,953円、「生活関連サービス業、娯楽業」が71,718円、「宿泊業、飲食サービス業」が45,895円となった。（第3表）

第3表 性・主な産業別過去1年間特別に支払われた現金給与額（事業所規模1～4人）

性・主な産業	実 額		支給割合 ¹⁾	
	円	前年比 %	か月分	前年差 か月分
調 査 産 業 計	273,380	4.6	1.31	0.03
男	394,957	3.2	1.40	0.01
女	184,356	7.0	1.18	0.05
建 設 業	307,412	3.4	1.11	0.03
製 造 業	271,012	6.2	1.19	0.01
卸 売 業 , 小 売 業	284,392	3.3	1.32	0.01
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	45,895	18.4	0.40	0.05
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	71,718	14.5	0.44	0.05
医 療 , 福 祉	264,953	3.3	1.35	0.01

注：令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間分の数値である。

特別に支払われた現金給与額については、勤続1年以上の者を対象に算出している。

1) 支給割合は、常用労働者（勤続年数1年未満の者を含む。）1人当たりの令和6年7月のきまって支給する現金給与額に対する、過去1年間特別に支払われた現金給与額の割合である。

（2）労働時間と出勤日数

ア 労働時間

令和6年7月における通常日1日の実労働時間は、調査産業計が6.9時間で前年より0.1時間増加となった。

男女別にみると、男は7.6時間で前年と同水準となり、女は6.3時間で前年と同水準となった。

（第3図、第4表）

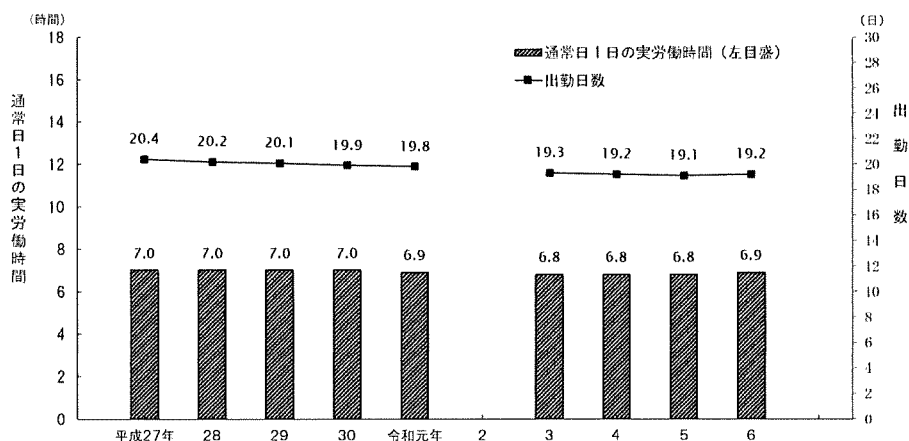
通常日1日の実労働時間別に常用労働者の構成割合をみると、調査産業計で4時間以下が13.8%、5時間が8.6%、6時間が8.9%、7時間が16.6%、8時間が45.3%、9時間以上が6.7%となった（第5表）。

イ 出勤日数

令和6年7月における出勤日数は、調査産業計が19.2日で前年より0.1日増加となった。

男女別にみると、男は20.9日で前年より0.1日増加となり、女は18.0日で同0.1日増加となった。（第3図、第4表）

第3図 通常日1日の実労働時間及び出勤日数の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）



注：各年7月の数値である。

令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人の出勤日数は19.3日、通常日1日の実労働時間は6.9時間となっている。

第4表 性・主な産業、事業所規模別通常日1日の実労働時間及び出勤日数

令和6年7月

性・主な産業	通常日1日の 実労働時間				出勤日数			
	事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾²⁾		事業所規模 1～4人		(参考) 事業所規模 5人以上 ¹⁾	
		前年差		前年差		前年差		前年差
	時間	時間	時間	時間	日	日	日	日
調査産業計	6.9	0.1	7.7	-0.1	19.2	0.1	18.3	0.3
男	7.6	0.0	8.2	0.0	20.9	0.1	19.2	0.2
女	6.3	0.0	7.2	0.0	18.0	0.1	17.3	0.4
建設業	7.4	0.0	8.1	-0.1	21.1	-0.1	20.7	0.0
製造業	7.1	0.1	8.3	0.0	19.8	0.2	19.6	0.1
卸売業，小売業	7.1	0.0	7.3	0.0	19.7	0.0	17.9	-0.1
宿泊業，飲食サービス業	5.7	0.1	6.6	0.1	16.8	-0.1	13.7	-0.1
生活関連サービス業，娯楽業	6.7	-0.1	7.4	0.2	18.9	0.1	16.9	-0.2
医療，福祉	6.6	0.0	7.4	0.0	18.9	0.2	18.0	0.2

注：1) 事業所規模5人以上は、毎月勤労統計調査全国調査令和6年7月分の結果である。

2) 事業所規模5人以上における通常日1日の実労働時間は、月間総実労働時間を出勤日数で除したものである。

3) 令和6年の事業所規模5人以上における、通常日1日の実労働時間の前年差の計算に用いる令和5年の月間総実労働時間及び出勤日数は、令和5年にベンチマーク更新を行った参考値である。

第5表 性・主な産業、通常日1日の実労働時間別常用労働者構成割合
(事業所規模1～4人)

令和6年7月(単位：%)

性・主な産業	合計	4時間以下	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間以上
調査産業計	100.0	13.8	8.6	8.9	16.6	45.3	6.7
		(-0.4)	(-0.1)	(0.1)	(-0.4)	(1.0)	(-0.3)
男	100.0	5.1	2.9	4.1	16.4	61.1	10.5
女	100.0	20.1	12.7	12.4	16.7	34.0	4.0
建設業	100.0	5.2	4.3	5.9	20.7	58.5	5.3
製造業	100.0	11.5	6.7	8.2	14.8	51.7	7.0
卸売業，小売業	100.0	10.6	7.9	8.7	14.7	49.0	9.0
宿泊業，飲食サービス業	100.0	35.4	18.1	11.5	7.5	18.8	8.7
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	12.4	13.8	12.2	15.6	37.0	9.0
医療，福祉	100.0	18.5	8.2	9.6	15.6	44.3	3.9

注：()内は前年差(ポイント)である。

通常日1日の実労働時間の1時間未満の端数については、労働者ごとに30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てて集計している。

(3) 雇用

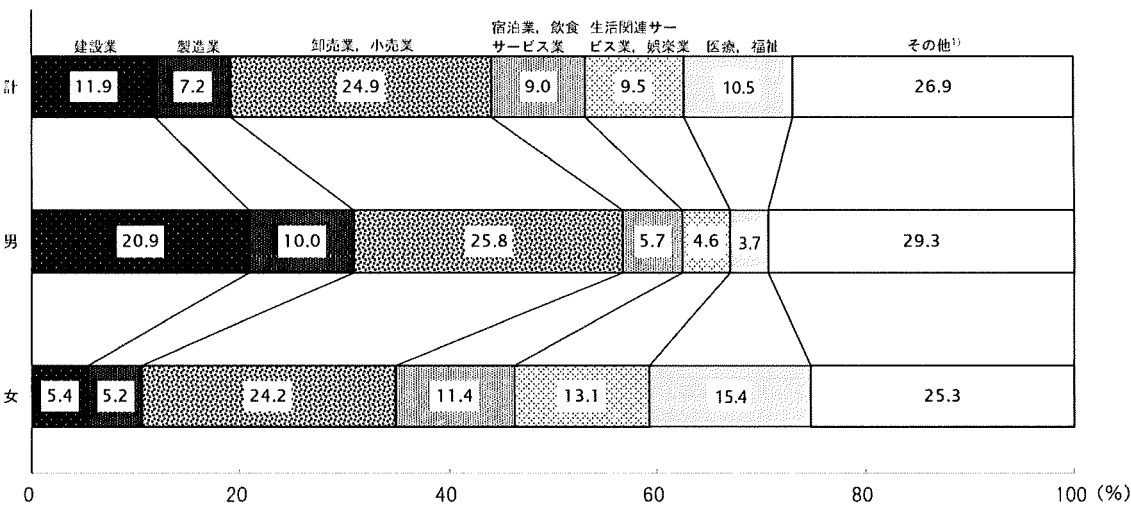
ア 常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合

令和6年7月末日現在における常用労働者の構成割合を主な産業についてみると、「その他」以外では「卸売業，小売業」が24.9%と最も高く、次いで「建設業」が11.9%、「医療，福祉」が10.5%、「生活関連サービス業，娯楽業」が9.5%、「宿泊業，飲食サービス業」が9.0%、「製造業」が7.2%となった。

常用労働者に占める女性労働者の割合は、調査産業計が58.4%で前年と同水準となった。これを主な産業についてみると、「その他」以外では「医療，福祉」が85.2%と最も高く、次いで「生活関連サービス業，娯楽業」が80.0%、「宿泊業，飲食サービス業」が73.9%、「卸売業，小売業」が56.8%、「製造業」が42.2%、「建設業」が26.4%となった。（第4図、第6表）

第4図 性別常用労働者の産業別構成割合
(事業所規模1～4人)

令和6年7月末日現在



注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

第6表 性別常用労働者の産業別構成割合及び産業別女性労働者の割合
(事業所規模1～4人)

令和6年7月末日現在

産 業	計	男	女	女性労働者の割合 ²⁾	
				前年差	
	%	%	%	%	ポイント
調 査 産 業 計	100.0	100.0	100.0	58.4	0.0
建 設 業	11.9	20.9	5.4	26.4	-0.4
製 造 業	7.2	10.0	5.2	42.2	-0.3
卸 売 業 ， 小 売 業	24.9	25.8	24.2	56.8	-0.2
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	9.0	5.7	11.4	73.9	0.2
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	9.5	4.6	13.1	80.0	0.9
医 療 ， 福 祉	10.5	3.7	15.4	85.2	0.2
そ の 他 ¹⁾	26.9	29.3	25.3	54.7	-0.2

注：1) 「その他」とは、「鉱業，採石業，砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「金融業，保険業」、「不動産業，物品賃貸業」、「学術研究，専門・技術サービス業」、「教育，学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の合計である。

2) 「女性労働者の割合」は、産業ごとの常用労働者数に対する女性労働者数の割合である。

イ 短時間労働者（通常日1日の実労働時間が6時間以下の者）の割合

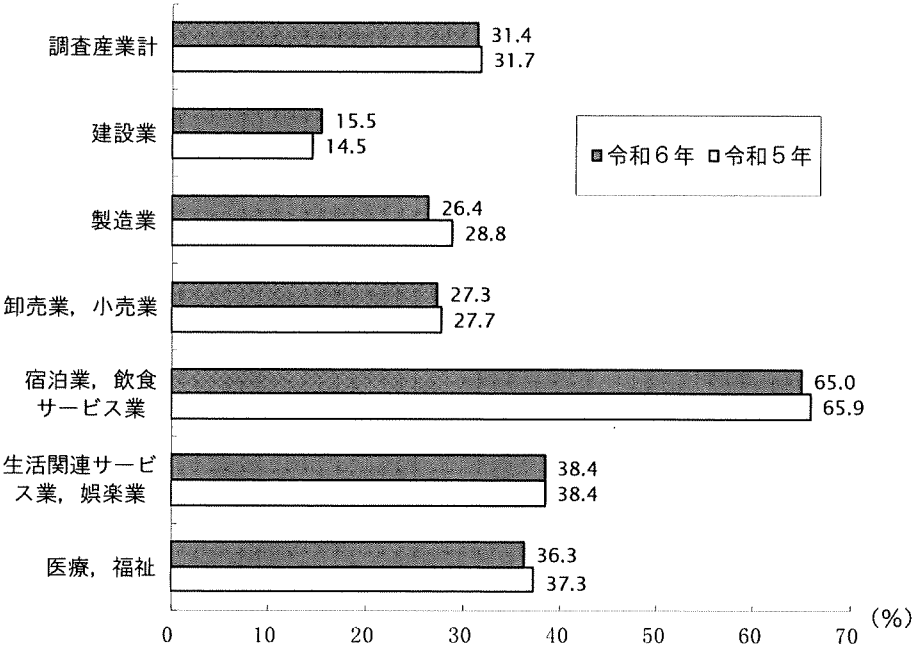
令和6年7月末日現在における常用労働者に占める短時間労働者の割合は、調査産業計が31.4%で前年より0.3ポイント低下となった。

男女別にみると、男は12.0%で前年より0.3ポイント低下となり、女は45.3%で同0.3ポイント低下となった。

主な産業についてみると、「宿泊業、飲食サービス業」が65.0%と最も高く、次いで「生活関連サービス業、娯楽業」が38.4%、「医療、福祉」が36.3%、「卸売業、小売業」が27.3%、「製造業」が26.4%、「建設業」が15.5%となった。

また、年齢階級別にみると、19歳以下が67.6%と最も高く、30～39歳が24.9%と最も低くなっている。（第5図、第7表）

第5図 主な産業別短時間労働者の割合（事業所規模1～4人）



注：数値は、各年7月末日現在における産業ごとの常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

第7表 年齢階級、性別短時間労働者の割合
（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和6年7月末日現在

年齢階級	計		男		女	
		前年差		前年差		前年差
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント
年齢計	31.4	-0.3	12.0	-0.3	45.3	-0.3
19歳以下	67.6	-13.4	58.6	-9.3	72.5	-15.0
20～29歳	25.0	1.2	16.0	0.3	31.5	1.5
30～39歳	24.9	0.2	7.2	0.3	40.0	-0.2
40～49歳	28.1	-0.7	6.2	0.2	44.1	-1.2
50～54歳	27.9	-0.3	6.5	0.2	41.3	-0.5
55～59歳	29.3	-1.3	7.0	-1.3	42.4	-1.0
60～64歳	32.9	0.1	8.7	-1.5	48.8	1.1
65歳以上	45.4	-0.5	27.3	-1.1	59.4	0.0

注：数値は、性、年齢階級別の常用労働者数に対する短時間労働者数の割合である。

3 付表

付表1 都道府県別きまって支給する現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数及び
短時間労働者の割合（事業所規模1～4人、調査産業計）

令和6年7月

都道府県	きまって支給する 現金給与額	通常日1日の 実労働時間	出勤日数	短時間労働者の割合 ¹⁾
	円	時間	日	%
全 国	209,086	6.9	19.2	31.4
北海道	214,999	6.9	20.1	30.3
青森	181,882	6.9	20.7	30.4
岩手	204,199	7.0	20.3	27.5
宮城	219,846	7.1	19.5	24.7
秋田	198,755	7.0	20.5	25.0
山形	195,602	7.0	20.6	29.8
福島	216,957	7.1	20.4	23.9
茨城	208,707	7.0	19.6	27.3
栃木	196,993	6.7	19.8	34.7
群馬	204,775	6.8	19.1	31.0
埼玉	226,480	6.9	19.6	30.0
千葉	213,970	6.8	18.2	31.9
東京	236,832	7.0	18.3	27.6
神奈川	209,944	6.7	18.0	36.6
新潟	201,881	6.9	19.7	27.5
富山	204,852	6.7	19.4	32.9
石川	197,636	6.8	19.7	31.8
福井	202,034	6.9	19.1	32.7
山梨	202,799	6.8	19.7	31.0
長野	195,367	6.8	19.4	33.6
岐阜	208,292	6.7	19.6	34.8
静岡	220,302	6.9	19.8	30.6
愛知	211,913	6.7	18.9	35.7
三重	207,104	6.6	19.1	37.5
滋賀	202,251	6.8	18.2	36.3
京都	216,711	6.9	18.7	31.3
大阪	226,119	6.9	18.7	28.8
兵庫	195,171	6.6	18.2	38.7
奈良	189,062	6.7	18.3	35.4
和歌山	198,819	6.7	19.3	35.0
鳥取	196,233	6.8	20.2	29.5
島根	196,816	6.9	19.4	28.7
岡山	200,364	6.9	19.5	28.2
広島	205,017	6.8	19.7	32.5
山口	189,363	6.7	18.5	34.7
徳島	196,539	6.9	20.2	31.4
香川	200,957	6.8	19.6	32.1
愛媛	197,423	6.8	19.8	30.9
高知	189,744	6.9	19.6	31.8
福岡	212,146	7.0	19.7	29.8
佐賀	187,272	6.7	19.4	37.1
長崎	192,768	6.8	20.2	32.3
熊本	196,383	6.8	19.6	29.3
大分	187,554	7.0	19.5	29.3
宮崎	196,543	7.0	20.0	26.0
鹿児島	182,211	6.8	19.7	32.4
沖縄	177,351	6.8	19.7	33.2

注：1) 令和6年7月末日現在の数値である。

付表2 きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、通常日1日の実労働時間、出勤日数、勤続年数及び短時間労働者の割合の推移（事業所規模1～4人、調査産業計）

年	きまって支給する現金給与額 ¹⁾		特別に支払われた現金給与額 ²⁾		通常日1日の実労働時間 ¹⁾	出勤日数 ¹⁾	勤続年数 ³⁾	短時間労働者の割合 ³⁾
	実額	前年比	実額	前年比				
	円	%	円	%	時間	日	年	%
昭和56	135,533	4.7	265,327	2.6	7.7	24.7	6.5	15.8
57	141,564	4.4	273,331	3.0	7.7	24.6	6.8	16.2
58	143,521	1.4	276,125	1.0	7.6	24.3	6.7	18.3
59	148,539	3.5	278,172	0.7	7.6	24.3	7.0	18.4
60	152,633	2.8	286,491	3.0	7.6	24.5	7.2	18.7
61	154,708	1.4	275,913	-3.7	7.7	24.4	7.3	18.6
62	157,784	2.0	283,682	2.8	7.6	24.3	7.5	18.9
63	162,227	2.8	298,070	5.1	7.6	24.1	7.6	19.3
平成元	167,444	3.2	297,752	-0.1	7.6	23.8	7.8	20.9
2	176,689	5.5	333,230	11.9	7.5	23.7	8.0	21.3
3	183,702	4.0	363,150	9.0	7.5	23.4	8.3	22.4
4	190,342	3.6	366,162	0.8	7.4	23.1	8.7	23.1
5	194,042	1.9	368,944	0.8	7.4	22.7	8.9	23.1
6	193,695	-0.2	330,501	-10.4	7.4	22.6	9.0	23.7
7	195,100	0.7	344,440	4.2	7.3	22.5	9.2	24.0
8	198,667	1.8	343,851	-0.2	7.4	22.5	9.4	24.0
9	199,617	0.5	335,080	-2.6	7.3	22.1	9.3	24.3
10	201,453	0.9	334,987	0.0	7.3	22.0	9.6	24.5
11	196,671	-2.4	285,293	-14.8	7.3	21.8	9.2	25.0
12	196,688	0.0	284,772	-0.2	7.3	21.7	9.6	24.8
13	194,764	-1.0	274,297	-3.7	7.3	21.5	9.7	24.9
14	193,762	-0.5	250,972	-8.5	7.3	21.8	9.8	25.0
15	193,570	-0.1	241,577	-3.7	7.3	21.5	9.8	25.5
16	192,588	-0.5	225,303	-6.7	7.2	21.4	9.9	25.4
17	190,888	-0.9	220,764	-2.0	7.2	21.1	10.1	26.0
18	190,749	-0.1	219,475	-0.6	7.2	21.1	10.4	26.9
19	190,482	-0.1	214,629	-2.2	7.2	21.1	10.9	26.9
20	192,630	1.1	208,367	-2.9	7.2	21.2	11.1	27.0
21	185,402	-3.8	195,387	-6.2	7.1	20.8	10.6	28.2
22	184,676	-0.4	184,694	-5.5	7.1	20.7	10.8	28.4
23	187,962	1.8	191,014	3.4	7.1	20.6	11.0	28.1
24	188,928	0.5	191,400	0.2	7.1	20.6	11.0	28.0
25	190,475	0.8	201,808	5.4	7.1	20.7	11.2	28.0
26	192,120	0.9	208,488	3.3	7.1	20.7	11.4	28.5
27	191,269	-0.4	216,965	4.1	7.0	20.4	11.3	29.0
28	195,701	2.3	227,206	4.7	7.0	20.2	11.6	28.9
29	196,363	0.3	227,457	0.1	7.0	20.1	11.7	29.2
30	195,476	-0.5	235,684	3.6	7.0	19.9	12.0	30.1
令和元	197,196	0.9	247,634	5.1	6.9	19.8	12.0	30.9
4) 2	-	-	-	-	-	-	-	-
3	199,902	-	253,157	-	6.8	19.3	12.6	31.3
4	203,079	1.6	258,268	2.0	6.8	19.2	12.8	31.3
5	203,956	0.4	261,317	1.2	6.8	19.1	12.6	31.7
6	209,086	2.5	273,380	4.6	6.9	19.2	12.8	31.4

注：1）各年7月の数値である。

2）調査年の前年8月1日から調査年7月31日までの1年間分の数値であり、勤続1年以上の者を対象に算出している。

3）各年7月末日現在の数値である。

4）令和2年は特別調査を中止しており、令和2年9月に特別調査の代替措置として実施した「小規模事業所労働統計調査」の結果によると、事業所規模1～4人のきまって支給する現金給与額は202,372円、特別に支払われた現金給与額は270,994円、通常1日の実労働時間は6.9時間、出勤日数は19.3日、勤続年数は13.8年、短時間労働者の割合は30.6%となっている。

毎月勤労統計調査特別調査イメージキャラクター
「とくちゃん」

